

寒川町総合計画 2040 第 2 次実施計画の施策・事務事業推進に係る事中評価について

【事中評価とは】

年度途中での進捗確認や課題整理を行うことにより、当該年度もしくは次年度予算への反映という速やかな対応を可能にする行政評価の仕組みです。

◆背景

寒川町総合計画 2040 については、将来的な少子高齢化・人口減少の進行、複雑・多様化する住民ニーズ、及び社会経済環境の変化という諸課題に対応しつつ、町民のこころ豊かな暮らしを実現することを目的として策定されました。

こうした諸課題への対応として、寒川町総合計画 2040 の策定にあたっては、その基本的な考え方の一つとして、「(3)社会経済環境等の変化に応じて柔軟に見直しのできる計画」とすることを掲げるほか、「(6)事業の検討・実施にあたり全職員が活用できる計画」とするものとしています。

この考え方にに基づき、同第 2 次実施計画では、「Ⅲ進行管理」の章において、年度途中の評価を実施し、適宜中間見直しを行うことで計画の柔軟性を高めるとともに、こうした進行管理体制を、各施策責任者（各部等の長）を中心とした職員全員体制により行うことで、その実効性を高めることとしています。

◆政策評価とは（出典「政策評価に関する基本方針」（総務省）（H17. 12. 16 閣議決定））

政策評価とは、政策効果を把握し、必要性、効率性又は有効性等の観点から、自ら評価を行い、政策の企画立案や政策に基づく活動を的確に行うための重要な情報を提供するものです。

また、社会経済の急速な変化に伴って、行政が対応すべき課題は、絶えず、時に予想外の方向に変化するとともに、一層複雑、困難なものとなっています。こうした課題に対応していくためには、政策の現状を適切に把握し、それまでの進捗を評価した上で必要な軌道修正を行う機動的かつ柔軟な政策展開を図っていくことが有効とされています。

機動的かつ柔軟な政策展開には、「政策の進捗状況の的確な把握」と「その結果を改善方策の検討・実施に反映していくこと」が必要になるが、これらは政策評価が本来果たすべき機能とされています。

◆実施目的

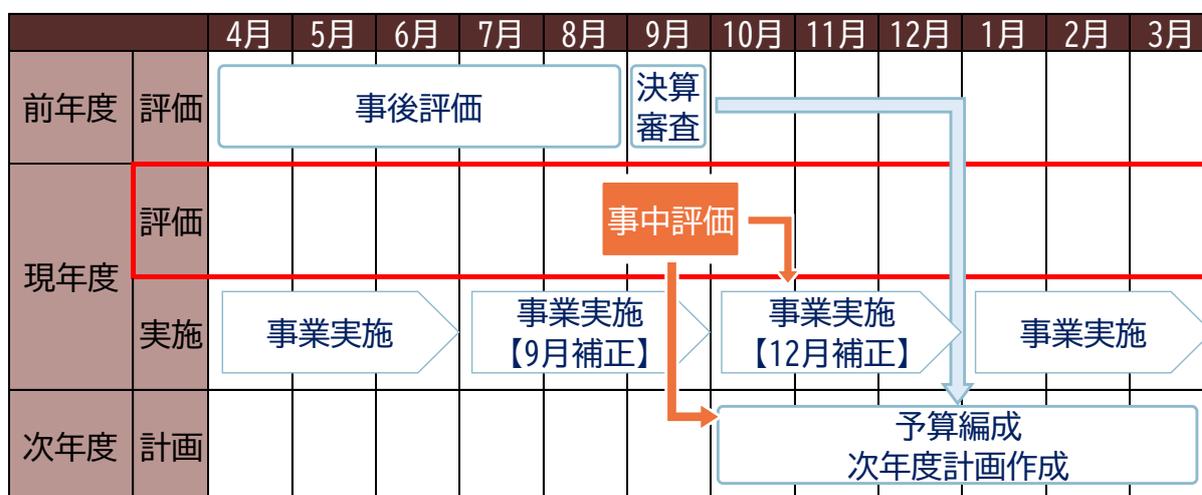
こうした背景と政策評価に求められる機能を踏まえ、進捗状況の把握と改善方策の検討・実施への反映を担保した評価サイクルを確立するとともに、庁内統一的な業務マネジメントツールの確立による施策推進の実効性向上を目的として、「事中評価」を実施するものです。

◆実施概要

対象	実施計画に登載された事務事業（56 事業）
期間	【実施時期】 年 1 回、8～9 月に実施 【評価対象】 4～7 月
方法	<ul style="list-style-type: none"> ・評価シートの作成（各事務事業指標の達成見込み等について施策ごとに評価） ・ヒアリング（事業を抽出して実施） ・総合計画策定等委員会（町長の指示事項等に基づき、情報共有・検討、評価の確定） ・事中評価による計画変更（施策・事務事業）がある場合は、総合計画審議会及び町議会に対して報告
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業に定める目標（指標）の達成見込み ・事務事業目標の達成に向けた取り組みの有効性の評価 ・各事業における問題の具体化、要因の検討 ・各問題への対応の方向性（現年度／次年度） ・施策からみた事務事業の必要性の評価

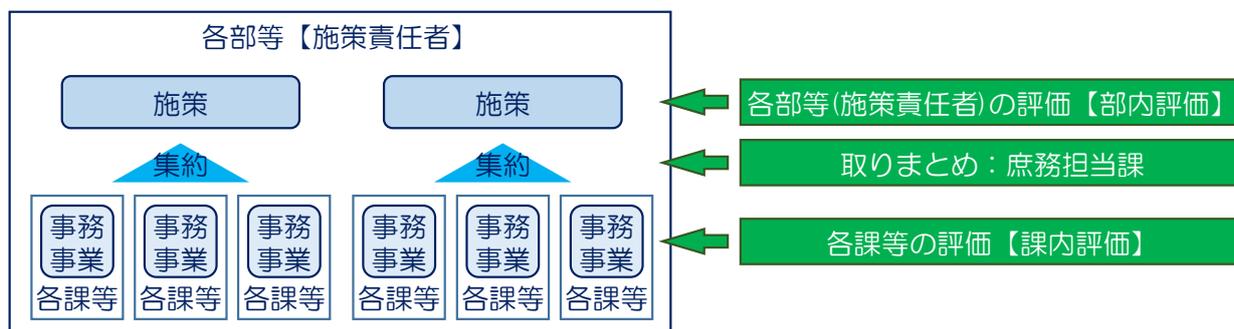
【評価サイクルのイメージ】

事後評価のスキームに加え、現年度の評価を「事中評価」として実施。評価結果は、現年度の事業実施（補正予算）及び次年度の予算編成（計画作成）に反映されます。この間、次年度に対しては1年間、現年度に対しては、0年間のタイムラグで評価サイクルを展開することが可能となります。



◆実施手順

【各部・各課等における集約イメージ】



※各課等における事務事業の評価後、施策単位で取りまとめを行い、部内評価（各部等の長による評価）を行います。

【作業スキーム】

課内評価① 【評価作成】	<ul style="list-style-type: none"> ▼各事務事業実施担当者(副主幹級以下)が事務事業指標ごとの「実施状況」、「達成見込み」、「生じている問題と今後の対応」等について入力。 ▼問題については、特に影響が大きいと思われるものをいくつか特定した上で、今後の対応を検討してください。
課内評価② 【課長確認】	<ul style="list-style-type: none"> ▼各事務事業責任者(各課等の長)が所管事務事業の状況を確認、適宜修正。 ▼事務事業責任者(各課等の長)の確認を以って課内で確定。
部内取りまとめ	▼部内庶務担当課が各部内における評価を取りまとめ、起案
部内評価 【部長確認】	<ul style="list-style-type: none"> ▼各施策責任者(各部等の長)が所管の施策及び事務事業の状況を確認したうえで、適宜修正。 ▼部内会議(決裁)を以って評価を確定。
提出	▼評価が確定したら、回答チェックリストに☑をお願いします。

【ヒアリングについて】

事中評価において課題のある事務事業と認められた場合は、その課題整理と対応の協議を行うため、副町長によるヒアリングを実施します。ヒアリングは以下のとおり実施します。

実施時期	9月下旬～10月上旬
対象事業	経営戦略会議により選定された事務事業（5事業程度） ※評価シート等の内容によりヒアリング実施事業を選定します。